

## 意見書第 11 号議案

### 「外国法人や外国人による土地等の取得に対し、国土保全の取組を更に推進することを求める意見書」に対する反対討論 Ver. 4 (最終)

日本共産党県会議員団の金田もとるです。提案されている意見書第 11 号議案「外国法人や外国人による土地等の取得に対し、国土保全の取組を更に推進することを求める意見書」について、反対の立場で討論をおこないます。

近年、外国資本や外国人による土地の取得について問題視されるきっかけとなったのは 2008 年以前に長崎県対馬市内の海上自衛隊防備隊の隣接地が外国資本によって購入されていた事実、あるいは 2014 年に北海道千歳市周辺の航空自衛隊基地や駐屯地に隣接する土地が同じく外国資本によって取引されていたことをマスコミが取り上げたことからでした。

政府は、外国資本による不動産購入を契機とする漠とした不安を殊更に安全保障上の懸念と結びつけ、2021 年（令和 3 年）6 月に「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」いわゆる「重要土地等調査法」を強行成立させ、2022 年（令和 4 年）9 月に全面施行させるに至りました。同法についてはその法案審議の段階でも「重要施設」周辺の「注視区域」および「特別注視区域」の指定や利用状況の調査、利用規制の段階でプライバシー権や思想・良心の自由、財産権などの基本的人権が侵害されるおそれが極めて高いと指摘され、成立時点では日本弁護士連合会をはじめ、仙台弁護士会を含む各地の弁護士会、市民団体から抗議声明が相次ぎました。そもそもの立法事実をめぐっても、先述の対馬市の事案は韓国資本が観光開発目的でホテルを購入したということであり、千歳市の事案も投資目的で買い取られた森林から 3 キロ離れた場所に空港があったという事、さらに政府自身が 2020 年 2 月 25 日の衆議院予算委員会で「現時点で、防衛施設周辺の土地の所有によって自衛隊の運用等に支障が起きているという事は確認をされていない」と答弁し、法案の必要性が存在しないとも指摘されていました。

それが今や、同法による「区域指定」は今年（2024 年）3 月 29 日の第 4 回目の指定で 47 都道府県すべて計 583 カ所にも上っています。宮城県内では 3 回目までに多賀城・仙台・霞目の各駐屯地と石巻市の防衛マイクロ上品山通信中継所、金華山の 5 か所が指定されていましたが、4 回目の指定では女川原子力発電所、船岡駐屯地、防衛統合デジタル豊里無線中継所、松島基地、反町分屯地、大和駐屯地に丸森町のデジタル次郎太郎山無線中継所、防衛マイクロ手倉山通信中継所の 8 カ所が追加されました。自治体区分でみると 15 市町村に上ります。これらの施設の周辺の区域（おおむね 1 キロメートル圏内の）「注視区域」においては、土地等の所有者、賃借人等の氏名・住所・

国籍等や、土地の利用状況に関わっての調査が行われることになり、「機能阻害行為」が確認されれば国が中止を勧告・命令。従わなければ刑事罰が科されます。

法案審議の段階から、不動産事業者からは「通常の不動産取引・売買に影響を与える」「区域内の土地・建物が敬遠され、資産価値が下がる」との懸念が示され、政府も土地取引価格の下落を招く可能性があることを認めました。一方でそのことについて「政府として補償は予定していない」とも答弁していました。「機能阻害行為」とは全く無縁の一般市民・国民が経済的不利益を被ることは到底認められません。

提案されている「意見書」では同法に「それ以外の住宅地、農地、マンション等は対象に含まれていないため、今後もこうした土地等が外国法人等に無秩序に取得されると我が国の主権が脅かされ、安全保障上の重大な問題に発展することが危惧される」としていますが、当初から、罰則を伴う規制立法であるにもかかわらず、立法事実が存在せず、要件が不明確かつ無限定だと指摘された法律の要件をさらに広げることにつながる意見書には反対です。

意見書では「外国法人や外国人による土地等の取得」を問題にしていますが、国土保全の問題は「土地の適正利用」にあるのではないのでしょうか？

意見書でも言及されている「サービスの貿易に関する一般協定（GATS 協定）」ですが、2011年（平成23年）5月17日の外交防衛委員会において、外国資本による国内の森林買収を規制するために外国人土地法の施行令の制定等の対応を求められた際の政府答弁は、GATS 協定第17条第1項の規定を根拠に「我が国は外国人等によるサービス提供に係る土地取得について内国民待遇義務を負っており」、「他のWTO加盟国の国民等がサービスの提供に際して我が国の土地を取得することについて、原則として国籍を理由とした差別的制限を課すことは認められない」といったものでした。

実際に外国資本が日本国内の土地を取得し、保有したとしてもその土地の管轄権が外国に移るわけではありません。また、その利用についても建築基準法、都市計画法、農地法に各自治体の条例など、日本国内の様々な法令を遵守する必要があります。北海道では、水源周辺の山林などの土地が適正に利用されるよう「北海道水資源の保全に関する条例」が制定されていますし、ニセコ町でも「ニセコ町地下水保全条例」が制定され、地下水の採取について規制を行っています。宮城県の「再生可能エネルギー地域共生促進税」も外国資本だからといって条例の対象外になるわけではないことは皆さんもご存じのとおりです。

なお、直近、加美町のゴルフ場「やくらいゴルフ倶楽部」の土地・建物の不自然な取り引きに外国資本の関与が疑われている旨の報道がありました。「土地ころがし」とも言われるような不正常的な土地取引を認めるわけには行きません。現時点では私どもも新

聞報道以上の情報を持ち得ておらず、加美町の対応も HP 上で「議会とも協力し、町民の皆様にご納得いただけるよう、しっかりとした対応をとる所存であります。暫しのお時間をいただければと思います」との町長のメッセージを掲載するにとどまっています。いずれにしても事態の全容説明が待たれる段階です。

あらためて、国土保全の取り組みは、土地を取得・保有するのが外国資本であることが問題なのではなく、土地の適正利用がなされるかどうかこそが問題だという事を指摘して、意見書第 11 号議案への反対討論といたします。

以上  
(2580 字)